

土岐市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条―第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条）

第4章 議会と行政の関係（第8条―第14条）

第5章 議長及び副議長（第15条）

第6章 政務活動費（第16条）

第7章 自由討議の保障（第17条・第18条）

第8章 委員会等の活動（第19条）

第9章 議会及び議会事務局の体制整備（第20条―第23条）

第10章 議員の政治倫理、定数及び待遇（第24条―第26条）

第11章 最高規範性及び見直し手続（第27条・第28条）

附 則

土岐市議会は、日本国憲法に定められた地方自治の本旨の実現のため二元代表制のもとに設置され、地方自治法を基本とする関連法令に基づき土岐市民による選挙によって当選した市民の代表で構成されており、合議制機関として位置づけられます。

したがって、土岐市議会議員は、市民が平等に安全・安心で豊かな暮らしを享受することができ、住んで良かったと実感できる土岐市のまちづくりを推進するため、その役割と責務を果たすための活動に取り組みます。

また、議会の尊厳を重んじるとともに、多様な市民の声に耳を傾け、自らの不断の研鑽による創意工夫と行動に基づき、先人たちからの脈々と伝承されてきた伝統や産業そして自然を愛し、未来を見据えたまちづくりを推進する活動をします。

さらに近年、地方分権あるいは地域主権が唱えられ、推進されている状況を踏まえ、議員の責務や活動原則を定め、市民との関係や市長などの執行機関との関係を明確にするとともに、市民の信託に全力で応えていくことを決意することが、市民から議会に対する信頼と評価が高まることにつながると考えます。

以上のことから、土岐市議会の最高規範として「土岐市議会基本条例」を定めるものです。

【解説】

条例制定の背景及び必要性を明らかにし、これからの土岐市議会が目指すべき方向性を規定しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもと市民及び市長と議会の関係、議会活動の基本原則を定めることにより、議会が市民の信託に的確に応えるとともに議会の活性化を図り、市民に開かれた議会の実現を目指し、もって市民福祉の向上と市の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

土岐市が発展し、より暮らしやすいまちとなるよう条例制定の目的を明らかにしたものです。

(基本理念)

第2条 議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成する市の最高の議事機関として、その議決責任を強く認識し、公平かつ適正な議論を尽くし真の地方自治の実現を目指すものとする。

【解説】

土岐市の最高の議事機関としての土岐市議会の基本的な考え方を規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、合議制の機関として、常に公平性、公正性及び透明性を確保し、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 市長等執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）に対し、適切な行政運営が行われているかを監視し、評価すること。
- (2) 政策提案機能を積極的に活用できるようにすること。
- (3) 意思決定に当たって、議員間の自由な討議を通じて論点及び争点を明らかにし、合意形成に努めること。
- (4) 市民に開かれた議会運営に努め、市民の多様な意見を反映すること。
- (5) 市民に分かりやすい議会運営に努めること。

【解説】

合議制の機関である議会としての役割を果たすため、政策提案や議員間の自由な討議を通じて議会がその権能を十分に発揮すること、また、市民の参加を保障し、意見を反映させることによって、市民に分かりやすい議会運営を行っていくことを規定しています。

(議員の活動原則)

第4条 議員は、市民の代表者として、次に掲げる原則に基づき、活動しなければならない。

- (1) 独自の調査研究及び市民意見の聴取に努めること。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議体であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んずること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとらわれず、市民福祉の向上と市の発展に寄与することを目的として活動すること。

【解説】

前条で規定した議会の活動原則を踏まえて、地域の代表としてだけでなく、市民の代表にふさわしい議員としての基本姿勢や議会活動における原則を規定しています。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に行うために、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
- 3 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

【解説】

政策を中心とした同一の理念を共有する議員同士が、会派を結成することにより、条例案の提出などの議会活動を円滑に実施できるように規定しています。

また、政策立案、政策決定、政策提言等に関して、必要に応じて会派間での調整を行い、合意形成に努めることを規定しています。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

- 2 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開とする。
- 3 議会は、請願及び陳情を政策提案として受け止めるとともに、請願者又は陳情者から発言の申出があったときは、特別の事由がない限り、意見を聴く機会を設けなければならない。
- 4 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する学識経験者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を十分に活用し、専門的又は政策的識見を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

【解説】

開かれた議会とするために、議会は、市民に対して積極的に情報を発信し、説明責任を十分に果たすこと、会議を公開とすることを規定しています。

また、請願及び陳情を市民からの重要な政策提案と受け止め、提案者の意見を聴く機会を設けること、公聴会制度や参考人制度を活用することにより、専門的識見・政策的識見を議会の討議に反映させるように努める

ことを規定しています。

(議会報告会)

第7条 議会は、説明責任を果たし、市民の多様な意見を把握し、又は市政の諸課題に柔軟に対応するため、市民及び議員が自由に情報を意見交換する議会報告会を年1回以上行う。

2 議会報告会に関することは、別に定める。

【解説】

議会が、市民との意見交換の場を設ける方策として、地域に出向き、議会活動の状況を説明するとともに、市民の多様な意見を把握するために、議員と市民が自由に情報や意見を交換する場として、議会報告会を開催することを規定しています。

第4章 議会と行政の関係

(議会と市長等の関係)

第8条 議会は、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、市長等と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民の福祉向上及び市政の発展に取り組まなければならない。

【解説】

議会が、市長等との立場及び権能の違いを踏まえて、常に緊張関係を築きながら、市民の福祉向上と市政の発展に取り組むことを規定しています。

(質問)

第9条 本会議における一般質問は、一問一答方式で行う。

【解説】

一般質問は、広く市政上の論点や争点を明らかにするため、一問一答方式で行うことを規定しています。なお、質疑については、土岐市議会会議規則を準用するものとします。

(反問権)

第10条 本会議、常任委員会及び特別委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、議長又は委員長長の許可を得て、論点を明確化し議論を深める目的で反問することができる。

【解説】

質問や質疑の論点を明らかにし、議会と執行機関の活発な議論を図るため、本会議又は委員会において答弁する者は、議長又は委員長長の許可を得て、反問としてその趣旨の確認や問い返しをすることができることを規定しています。

(議会審議における論点情報の形成)

第11条 議会は、市長が提案する政策について、議会審議における論点情報を形成し、その政

策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について、明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の提案に至った経緯及び背景
- (2) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (3) 市民参加の実施の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 政策の実施に要する経費及びその財源措置
- (6) 政策の費用対効果
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他議会が必要とする情報

【解説】

市長から提案される政策について、議員が十分な情報に基づいて、その政策の水準を高める審議を行うことができるよう、市長に対し、第1号から第7号までの事項について明らかにするよう求めることを規定しています。

(予算及び決算における政策説明、資料の形成)

第12条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策又は事業の説明資料の作成を市長等に求めるものとする。

【解説】

予算及び決算の審議においても、前条の規定に準じ、議会審議が深まるための分かりやすい説明資料の作成を、市長等に求めることを規定しています。

(監視及び評価)

第13条 議会は、市長等の事務の執行が適正かつ公平性及び効率性をもって行われているか監視し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

2 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう促すものとする。

【解説】

市長等の事務執行が、適正かつ公平に、そして効率的に行われているかという観点から監視を行い、問題があれば改善を促していくとともに、その執行結果についても所期の効果や成果を達成したかどうかの評価を行うことにより、市長等の事務執行の妥当性を確保し、問題があれば改善を促していくことを規定しています。

※所期・・・期待すること。期待するところ。期待して待ちうけていること。

(政策立案及び政策提言)

第14条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長に対して積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

【解説】

議会は、市長等の事務執行の監視・評価や、市長から提案された議案の審議を行うだけでなく、議員提案による条例の制定・改廃、市長提案議案の修正、決議や意見書の議決、請願の採択、本会議や委員会における議員の質疑・質問、議会としての報告や申し入れなど様々な機会を通じて、市長に対し、積極的に政策を立案し、提言を行っていくことを規定しています。

第5章 議長及び副議長

第15条 議長及び副議長は、公平無私の立場で議会を代表しなければならない。また、この条例の趣旨を十分に理解し、尊重しなければならない。

- 2 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。
- 3 議長、副議長の選出に関することは、別に定める。

【解説】

議長、副議長は公平で公正な立場で議会を代表し、本条例を積極的に施行することを規定しています。また、議長、副議長の選出の経過を明らかにすることを規定しています。

第6章 政務活動費

第16条 会派又は議員は、政策形成能力の向上等を図るため、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする。

- 2 会派又は議員は、厳格な使途基準に従い、政務活動費を適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする。
- 3 政務活動費に関することは、別に条例で定める。

【解説】

政務活動費は、土岐市政務活動費の交付に関する条例に基づき、議員が調査研究及び政策提言を行うための活動経費の一部として、会派又は議員に対して交付され、使途については、その透明性を確保するとともに、市民に対し説明責任を果たせるよう、適正に執行していくことを規定しています。

第7章 自由討議の保障

(議会の合意形成)

第17条 議会は、合議制の機関として、その意思決定に当たっては議員間の公平で自由な議論を尽くすものとする。

- 2 議会は、原則として常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会等」という。）の活動を中心に議員間討議を行うものとする。

【解説】

本条例第4条第2号の規定に準じ、その意思決定に当たっては、委員会審査を中心に議員間の公平で自由な議論を尽くすことを規定しています。

(政策討論会)

第 18 条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。

2 政策討論会に関することは、別に定める。

【解説】

市政に関する重要な政策・課題について、議会としての共通認識を図り合意形成に努めるため、議会が主体的に討議の機会を設けることを規定しています。

第 8 章 委員会等の活動

第 19 条 委員会等の審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら、市民に対して分かりやすい議論を行うように努めなければならない。

2 委員会等の委員長は、議事を整理し、秩序の保持に努めなければならない。

3 委員長報告は、委員長及び副委員長が責任を持って取りまとめ、委員長は、委員長報告の質疑に対して答弁を行うものとする。

4 委員会等は、市民からの要請に対して、必要に応じて意見交換会等を行うように努めるものとする。

【解説】

委員会は、議案等の実質的な審査が行われる場であり、その審査に当たっては、市民に分かりやすい運営に努めることを規定するとともに、委員長、副委員長の職責及び市民との意見交換会等について規定しています。

第 9 章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第 20 条 議会は、議員の資質の向上を図るために、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、学識経験を有する者、市民等との議員研修会を積極的に開催するものとする。

【解説】

議員が必要な情報を共有するとともに個々の能力の向上を図るため、学識経験者、市民等との研修会を開催するなど議員研修の充実強化に努めることを規定しています。

(議会図書室)

第 21 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

【解説】

議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めることを規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第 22 条 議会は、議員の政策立案能力を向上させ、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議

会事務局の調査及び法務の機能の充実を図るものとする。

【解説】

議会は、政策立案等を行う議員を支える補助機関として、議会事務局の機能の充実を図ることを規定しています。

(議会広報の充実)

第 23 条 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報で公表する等、議会活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

議会は、議案に対する各議員の対応の情報を提供するとともに、市政及び議会活動に、より関心を持ってもらうため、情報技術の進展によるさまざまな手段を活用し、広報の充実を図ることを規定しています。

第 10 章 議員の政治倫理、定数及び待遇

(議員の政治倫理)

第 24 条 議員は、市民の信託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、市民の代表として良心と責任を持ち、議員としての品位を保持し、識見を養うよう努めなければならないものとする。

2 議員の政治倫理に関することは、別に定める。

【解説】

議員は、市民の代表として高い倫理的義務があることを常に自覚した上で、良心と責任感を持ってその責務を果たすとともに、議員としての品位を保ち、識見を養うよう努めることを規定しています。

(議員定数)

第 25 条 議員定数は、別に条例で定める。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

【解説】

議員定数は、別に条例で定めることを規定するとともに、その改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状・課題及び市の将来像等を十分に考慮することを規定しています。

(議員報酬)

第 26 条 議員報酬は、別に条例で定める。

- 2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するものとする。

【解説】

議員報酬は、別に条例で定めることを規定するとともに、その改正に当たっては、前条同様行財政改革の視点だけでなく、市政の現状・課題及び市の将来像等を十分に考慮することを規定しています。

第 11 章 最高規範性及び見直し手続

(最高規範性)

第 27 条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会における最高規範である。

- 2 議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

【解説】

本条例が議会における最高規範であることを明らかにするとともに、議会に関する他の条例等の制定や改廃に当たっては、議会における最高規範であるこの条例との整合性を図らなければならないことを規定しています。

(見直し手続)

第 28 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかの検証を行うものとする。

- 2 議会は、前項の規定による検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【解説】

本条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じ適切な措置を講ずることを規定するとともに、本条例を改正する場合は、その理由、背景等を本会議において説明することを規定しています。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。